

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

- 1 一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う。(附則第三条、別表関係)
- 2 この法律は、公布の日から施行し、俸給月額の改定は、令和七年四月一日に遡って行う。(附則第一項関係)